

背景

- 消滅可能性都市に選定された地域的背景や、子どもの貧困、雇用問題などの社会的背景に対する市長の思いと、海外の若者との交流を通して感じたまちに対する若者の思いが重なったことにより、新城市若者条例及び新城市若者議会条例が制定された。

事業の概要 〈開始年度：H27～ R4実績：委員20名で実施〉

○若者議会の構成

- ・市長の附属機関
- ・委員は市内に在住・在学・在勤するおおむね16歳から29歳までの若者（市外委員制度も有）
- ・委員及び市外委員は公募により選出（定員を超える応募があった場合は書類選考）
- ・任期1年、定員20人。市外委員の定員は5人。※R4年度：高校生18人、大学生2人

○若者議会の活動内容

- ・予算提案権1000万円（上限）を持ち、予算の使い道を若者自らが考え政策立案。（11月に市長へ答申。11月以降も事業の詳細を検討）
- ・若者議会により答申された事業は市議会3月定例会で可決されれば、次年度に市で実施。
- ・これまでに図書館のリノベーションや観光パンフレット、国際交流イベント、企業情報誌、趣味活サイトなど約40事業が提案され、実施されてきた。

[▼事業検討の会議の様子]



[▼市長答申の様子]



工夫・注意点

- 委員及び市外委員をサポートする役割としてメンター市民（若者議会経験者等）とメンター職員（市の若手職員）が会議に出席
- 委員、市外委員、メンター市民には会議1回につき3000円の報酬又は報償を支払い

事業の効果・今後の展開

- 若者議会をきっかけに自分のまちのことや、まちづくりに関心を持つようになったという若者が多い。
- 若者議会を経験した若者が市議会議員や市の職員になったり、市の各種審議会等に参加したりする事例が増えてきている。